

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	地域福祉課	整理番号	102
許認可等の種類	一般疾病医療費の支給			
根拠法令条例等・条項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条			
許認可等の概要	一般疾病医療費の支給			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】昭和35年9月9日発衛399号第3の1 一般疾病医療費は、被爆者の全ての負傷又は疾病について支給されるものではなく、法第10条1項の規定による医療の給付を受けることができる負傷又は疾病(いわゆる原爆症)、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病については、支給されないものであること。これは、いわゆる原爆症については、法第10条第1項の規定による医療の給付がなされるからであり、また、その他の負傷又は疾病については、原子爆弾の放射能と関連が比較的少ないものと考えられること。なお、厚生大臣の定める負傷又は疾病としては、昭和35年8月1日厚生省告示第230号により、原子爆弾の放射線を浴びた時以前にかかった精神病並びに齲歯のうち第1齲しよく(C1)、第2齲しよく(C2)及びエナメル質初期齲しよく(Ce)のものが定められていること。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (申請件数が極めて希で、かつ今後においても該当する事例はないと思われるため。)			
期間の制定根拠	—			